

下記の規模を超えなければ、届出は不要です

別表第2（第5条関係）

行為の種類		規模
1 条例第9条第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の新築又は移転	(1) 建築物	高さ10メートル又は建築面積30平方メートル
	(2) 第3条第1号から第5号までに掲げる工作物	高さ10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル）
	(3) 第3条第6号に掲げる工作物	高さ30メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。次項第3号及び第4項並びに次表第1項第3号、第2項第3号及び第4項において同じ。）
	(4) 第3条第7号に掲げる工作物	高さ5メートルかつ長さ10メートル
	(5) 第3条第8号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル） イ 築造面積30平方メートル（太陽光発電設備等にあつてはパネル面積。次項第5号において同じ。）
2 条例第9条第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工	(1) 建築物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが10メートル イ 増築又は改築に係る部分の建築面

作物の増築又は改築		積の合計が10平方メートルかつ増築又は改築後の建築面積が30平方メートル
	(2) 第3条第1号から第5号までに掲げる工作物	増築又は改築後の高さが10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル）
	(3) 第3条第6号に掲げる工作物	増築又は改築後の高さが30メートル
	(4) 第3条第7号に掲げる工作物	次のいずれにも該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが5メートル イ 増築又は改築後の長さが10メートル
	(5) 第3条第8号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル） イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートルかつ増築又は改築後の築造面積が30平方メートル
3 条例第9条第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物及び工作物の規模が第1項第1号から第5号までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定	

	<p>める規模</p> <p>イ 行為に係る部分の面積の合計が建築物及び工作物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積であること</p>
4 条例第9条第2号に掲げる行為	<p>(1) 新築、増築、改築又は移転に当たっては次のいずれかに該当する規模</p> <p>ア 高さ10メートル</p> <p>イ 表示面積10平方メートルかつ増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の表示面積の合計が5平方メートル</p> <p>(2) 外観の変更に当たっては次のいずれにも該当する規模</p> <p>ア 行為に係る広告物の規模が前号に掲げる規模に該当すること</p> <p>イ 行為に係る部分の面積の合計が表示面積の2分の1に相当する面積であること</p>
5 条例第9条第3号に掲げる行為	<p>次のいずれにも該当する規模</p> <p>ア 行為に係る土地の面積が1,000平方メートル</p> <p>イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルかつ当該法面の長さが10メートル</p>
6 条例第9条第4号に掲げる行為	<p>次のいずれにも該当する規模</p> <p>ア 行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートル</p> <p>イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルかつ当該法面の長さが10メートル</p>

7 条例第9条第5号に掲げる行為	行為に係る車道の長さが500メートル
8 条例第9条第6号に掲げる行為	行為に係る土地の面積が3,000平方メートル
9 条例第9条第7号に掲げる行為のうち、当該行為により生ずる堆積の期間が180日を超える行為	行為の用に供される土地の面積が3,000平方メートルかつ堆積の高さが3メートル